

## 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

### 1 第3条（上場審査基準）関係

- (1) 第2号に規定する「上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金の配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については、上場申請日の直前事業年度の末日後2か年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額について審査するものとする。
- (2) 株券上場審査基準の取扱い2(1)(浮動株式数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、第3条第3号aの浮動株式数及び株主数の算定について準用する。この場合において、「新規上場申請者」とあるのは、「上場申請銘柄の発行者」と読み替える。
- (3) 株券上場審査基準の取扱い2(2)(浮動株時価総額の取扱い)の規定は、第3条第3号bの浮動株時価総額の取扱いについて準用する。この場合において、「新規上場申請者」とあるのは、「上場申請銘柄の発行者」と読み替える。
- (4) 第1項第3号cに規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

### 2 第5条（上場廃止基準）関係

- (1) 株券上場廃止基準の取扱い1(1)(株式の分布状況の取扱い)は、第2項第1号に規定する株式の分布状況の取扱いについて準用する。この場合において、「上場会社」とあるのは、「上場優先株の発行者」と読み替える。
- (2) 株券上場廃止基準の取扱い1(2)(浮動株時価総額の取扱い)は、第2項第2号に規定する浮動株時価総額の取扱いについて準用する。この場合において、「上場会社」とあるのは「上場優先株の発行者」と読み替える。

(3) 優先株の全部が発行者に取得されたときは、第2項第3号に規定する「存続期間が満了となる」ものとして取り扱う。

(4) 第2項第4号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。

a 第4号の規定は、上場後1年未満の銘柄については適用しない。

(注) 「上場後1年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。

b 売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。

c 「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査のときからさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

d 「本所及び株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所に上場されている銘柄の売買高」については、最近1年間の月平均売買高の2か所又は3か所の合計が5,000株未満である場合とする。

(5) 株券上場審査基準の取扱い2(11)及び株券上場廃止基準の取扱い1(12)bの規定は、第2項第6号の場合に準用する。

(5)の2 株券上場廃止基準の取扱い1(15)の規定は、第5条第2項第6号の2の場合に準用する。

(6) 第3項に規定する上場廃止日は、原則として、次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定めるところによる。

a 第1項第1号又は第2項第1号、第2号、第4号若しくは第6号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

b 第1項第2号に該当することとなった銘柄

当該銘柄の発行者の発行する普通株の上場廃止日と同日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- c 第2項第3号に該当することとなった銘柄  
存続期間満了の日の3日前（休業日を除外する。）の日。
- d 第5条第2項第6号の2に該当することとなった銘柄のうち、前号において準用する株券上場廃止基準の取扱い1(15)aの規定に該当するもの  
株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

### 3 第6条（上場手数料及び年賦課金）関係

第6条に規定する「本所が定める上場手数料及び年賦課金」は、普通株に転換する条件が付されている優先株である場合には、次のとおりとする。

#### (1) 上場手数料

- a 1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて得た金額の万分の3
- b 上場手数料は、当該銘柄の上場日の属する月の翌月末までに納入するものとする。

#### (2) 年賦課金

- a 1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて得た金額のうち
  - (a) 5億円以下の金額につき 20万円
  - (b) 5億円を超え20億円以下の金額につき  
1億円以下を増すごとに 1万8千5百円
  - (c) 20億円を超え60億円以下の金額につき  
2億円以下を増すごとに 1万8千5百円
  - (d) 60億円を超え100億円以下の金額につき  
5億円以下を増すごとに 1万8千5百円

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年2月28日より施行する。
  - 2 改正後の3(2)dの規定は、この改正規定施行の日以後に改正前の同規定に定める期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

## 付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の3の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

## 付 則

この取扱いは、本所が定める日から施行する。

((注) 本所が定める日は、平成14年6月17日)

## 付 則

- 1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。
- 2 改正後の3(4)aの規定にかかわらず、施行日の前日までに現に改正前の3(4)aの規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例による。

## 付 則

この取扱いは、平成15年1月14日から施行する

## 付 則

- 1 この取扱いは、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

## 付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行する

## 付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

## 付 則

この取扱いは，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成20年5月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年11月16日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。